

(認定新規就農者・横浜チャレンジファーマー向け資料)

令和6年度横浜市新規就農者 農業経営改善支援事業について

- 1 補助金申請前に
- 2 補助事業の流れ
- 3 事前審査までに必要な準備
- 4 事前審査後のスケジュール
- 5 補助事業の要件
- 6 事業実施に関するその他について



令和6年度

横浜市環境創造局 農政推進課

認定新規就農者・横浜チャレンジファーマー用

補助事業を希望される方は、この資料を熟読の上各農政事務所へご相談ください。

1 補助金の申請前に

補助事業をご希望の場合には、以下の内容に対して、同意をお願いします。

(1) 事前審査申込書の提出（今回の通知に同封しています）

- 補助事業の申請を希望する場合は、期日までに事前審査申込書と必要書類一式の提出が必要です。
- 事業内容や申請状況によっては、事業内容の変更、補助金額の減額といった可能性があります。また、事前審査の結果によっては補助金申請が行えない場合があります。
- 事前審査で申請対象と判断された場合、改めて正式な補助金申請が必要です。

(2) 補助事業の市民への周知の協力

- 補助事業で導入した機械や、補助事業を実施する農地・施設に、補助事業を導入した旨を掲示していただきます（シール・看板等）。
- 事業の周知を目的として、導入した機械や設備、農作業風景の写真の撮影をお願いする場合があります。また、テレビや新聞等の取材等にもご協力いただく場合があります。

(3) 導入した機械・設備を定められた期間使用すること

- 補助事業により導入した機械・設備については、定められた期間（処分制限期間）中、補助事業の目的に沿った適正な使用をお願いします。
（農業用機械 7年、パイプハウス 10年 など）
- 本来の目的以外での使用や、譲渡、交換、貸付、廃棄は行わないでください。これらが発覚した場合は補助金の返還を求めます。やむを得ず譲渡、交換、貸付、廃棄を行いたい場合は、必ず事前に横浜市にご相談ください。また、自然災害等で損壊した場合、不良品交換の場合は、分かり次第早急に横浜市にご相談ください。

(4) 補助を受けた後の事業実施状況の報告

- 補助事業実施後、必要に応じて、利用状況や営農状況などの報告をお願いする場合があります。

(5) イベントへの参加

- 補助事業の開始から3年以内に、最低1回、市民を対象としたイベントの企画実施・出店や新規就農後の営農活動の紹介事業などに協力していただきます。
- 実施については4ページの「5 補助事業の要件 (1) ④」もご確認ください。
- ※イベントとは1日限定の直売会や収穫体験イベント等を想定しています。既にイベントを実施された方は管轄の農政事務所までご連絡ください。

(6) 補助金交付決定後の決定の取り消し等

- 補助金の交付の決定等をした場合でも、その後の天災地変、その他の事情の変更により特別な必要が生じたときは、補助金交付内容の変更や補助金が交付できないことがあります。

2 補助事業の流れ



令和6年4月18日(木)までに、事前審査申込書と必要書類一式を、耕作地区を管轄する農政事務所へ提出して下さい。押印廃止に伴い、証明書による本人確認が必須となりました。運転免許証等の本人確認ができる証明書をお持ちください。写真なしの証明書の場合は確認書類2つ(健康保険証、通帳等)をお持ちください。

今回の審査は、補助金の交付を約束するものではありません。別途、本申請後書類等の審査があります。

事前審査を通過した方に申請書の様式等をお渡しします。横浜市が申請書の内容を確認します。書類に不備がなければ、約1か月で交付決定します。

横浜市の交付決定後に事業(発注・工事)を開始して下さい。交付決定前に発注したものは、助成対象となりませんので、ご注意ください。

補助内容、事業費、工期・納品時期の変更がある場合は、速やかにご相談下さい。
※連絡がない場合は補助金が支払われないことがあります。

原則、事業費全額を先にお支払いください。

支払い完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

横浜市が実績報告書の内容を確認します(約1か月)。

補助金の振り込み先を指定してください。

支払い請求書から約1か月後、ご指定の口座に振り込まれます。

3 事前審査までに必要な準備

補助事業をご希望の場合には、審査までに以下の準備を行い、必要書類を農政事務所にご提出下さい。なお、事前審査後の本申請の際に見積書の有効期限が切れている場合などには、改めて書類の再提出を求めますので、ご了承ください。

事前審査受付期間:令和6年4月1日(月)から4月18日(木)まで
受付場所:耕作地を管轄する農政事務所へ提出

(1) 補助金の要件の確認

「5 補助事業の要件」で、補助対象者、補助対象内容、及び補助対象経費等を確認してください。

(2) 事業実施場所の確認

機械の購入の場合は機械を使用する場所や保管場所、施設を設置する場合は施設を設置する場所の地番をご確認ください。

農地の区分(生産緑地、市街化調整区域等)をご確認ください。

借地で施設や設備(栽培用パイプハウス・農業用倉庫等)を設置する場合は、所有者の承諾が必要です。

施設や設備を設置する場合、建築基準法や農地法等の関係法令の基準に適合している必要があります。適合や必要となる手続きについてはそれぞれの所管部署にお問い合わせください。

(3) 見積書の準備

機械の購入や施設の工事の見積書をご用意ください。

原則として市内業者の見積もりをご用意ください。

* 補助金申請の際には、再度見積書を取り直していただく場合があります。

* 事業費が100万円以上の場合、本申請時に市内業者2者以上の見積もりが必要となります。

(4) カタログ・図面の準備

機械の場合は、型番や機能が確認できるカタログなどをご用意ください。

施設や設備(栽培用パイプハウス・農業用倉庫等)の工事の場合は、構造や工事内容がわかる図面をご用意ください。

(5) 事業計画書の作成

事業計画書をご記入ください。



4 事前審査後のスケジュール

事前審査を通過した方には補助金申請の様式等をお渡しします。補助金申請までに書類の準備を行い、必要書類を農政事務所にご提出下さい。年度内に納品までを完了する必要がありますので、計画的に事務手続きを進めていただくよう、お願いします。

事前審査の回答:令和 6 年 4 月 26 日(金)以降

申請受付開始日:令和 6 年 5 月 7 日(火)

第一次締め切り:令和 6 年 7 月 31 日(水)

※第一次締め切り後の事業実施は、予算の範囲内で行います。

受付場所:管轄の農政事務所へ提出

5 補助事業の要件

(1)助成対象者

以下のすべてを満たす者を対象とします。

- ①補助事業申請時において認定新規就農者および横浜チャレンジファーマーの制度を利用し、横浜市内で農業を営んでいる者等
- ②補助事業申請時において、市内で農地を耕作する権利を有しており営農を開始してから5年に満たない者
- ③処分制限期間の間、農作業に常時従事すると見込まれる者
- ④補助事業の開始から 3 年以内に、横浜市が指定する市民を対象としたイベント等の企画実施・出店や横浜市における新規就農後の営農活動の紹介事業などに協力ができる者

(2)助成対象内容等

①補助率 50%以内

②補助金額上限 1 事業者 300 万円

※各年度の補助金額の通算 300 万円を上限とします。ただし予算の範囲内とします。

③補助対象経費

ア 農業経営の改善のために 導入する農業用機械・設備・備品等の購入に必要な経費

イ 農業経営の改善のために実施する農業用機械・設備・備品等の修繕に必要な経費

ただし、農業用機械・備品等は原則、自己所有物とし、本事業による補助で導入したものの修繕は対象外

ウ 農業経営の改善のために導入する生産用施設および資材の購入に必要な経費

エ 土砂流出防止柵の設置等の周辺農地への影響緩和を目的とした環境整備費

【補助対象例】

①機械・資材関係

- ・農業機械(耕運機、刈り払い機、結束機等)
- ・スマート農業機材導入費
- ・直売所等販売用機材、資材
- ・被覆資材や支柱などの農業資材費

※中古機械についても可としますが、補助事業の流れにご注意ください。

②施設関係(農地法、農振法、建築基準法等の法令の許可見込みのあるもの)

- ・農業用倉庫の設置費
- ・栽培用ビニールハウスの設置費、修繕費、果樹棚等
- ・個人用井戸ポンプおよび灌水に必要な施設等の設置

③環境整備関係

- ・土砂流出防止柵等の設置費
- ・草刈り等環境整備の設置費

*令和4年度から、農業用車両及び消耗品は補助対象外となりました。一例として、種苗、段ボール箱、出荷用袋及び衣類(安全靴や防護服なども含む)などが補助対象外となりました。

ただし、一部資材(栽培管理資材、農薬、肥料、土壌改良剤、被覆資材など)は引き続き例外的に補助対象としますが、使用用途や目的から補助対象外と判断する場合がありますので、判断に迷われた際は管轄の農政事務所にご相談ください。

6 事業実施に関するその他について

(1)現地説明会等の実施予定はありません。

(2)本事業における疑問点不明点につきましても、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

農業機械等は、盗難も予想されるため、保険への加入をご検討ください。(保険料は補助の対象外です。)

◆本事業に関するお問い合わせ先◆

北部農政事務所農政推進担当

電話:045-948-2479

FAX:045-948-2488

メールアドレス:次のとおり変更となりますのでご注意ください

令和6年4月1日以降 mk-hokubushuno@city.yokohama.lg.jp

(令和6年3月31日まで ks-hokubushuno@city.yokohama.jp)

南部農政事務所農政推進担当

電話:045-866-8491

FAX:045-862-4351

メールアドレス:次のとおり変更となりますのでご注意ください

令和6年4月1日以降 mk-skyfarm@city.yokohama.lg.jp

(令和6年3月31日まで ks-skyfarm@city.yokohama.jp)

